

## 北本市野外活動センター 利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、北本市野外活動センター設置及び管理条例(以下、「条例」という。)及び北本市野外活動センター設置及び管理条例施行規則(以下、「規則」という。)に基づき利用に関して必要な遵守事項を定めるものとする。

### (利用条件)

第2条 条例第1条の目的に適う活動であるものに限り利用の許可をできることとする。

2 未成年者のみの利用はできない。ただし、保護者が1名以上同伴するか、もしくは保護者が同意書を提出することで利用することができる。

3 団体(5区画以上もしくは団体名を有するもの)での利用をする場合には、センターからの求めに応じ、あらかじめ活動内容や貸出備品の必要数などを伝える必要がある。活動内容の是非については指定管理者が判断することとし、利用者は許可を得た活動内容により利用することとする。

4 次に該当するものは、利用を許可することができない。

(1) 宗教的な活動、政治的な活動、営利目的の活動。

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(5) 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(6) 衛生上支障があるとき。

(7) その他管理上支障があると認められるとき。

5 利用に際して、前項に該当する行為が認められたときは、利用を停止し、許可を取り消すことがある。その他、所長の承認が得られない活動についても同様とする。

### (会場責任者)

第3条 申請書に記載する会場責任者は、当日の活動について利用者全員に遵守事項・禁止事項を周知徹底させるとともに、職員との連携を図り利用者管理に努めなければならない。会場責任者は利用当日会場にいる者とし、職員からの指示や注意に関する責任は会場責任者が負うものとする。

### (利用者)

第4条 利用者は、条例及び規則ならびに本規約に従って行動し、本規約等に記載のない事項についても職員から指示等があった時は速やかに従わなければならない。活動を終了する時は利用時間内に清掃を行い、職員とともに原状回復の確認を受けることとする。

(利用時間)

第5条 利用時間とは、準備または片付け及び清掃ならびに原状回復の確認時間も含まれるものとする。

(造作等の制限)

第6条 利用者は、利用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、センターの施設等の利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入退場時間)

第9条 キャンプ場の入場及び退場受付は、午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、やむを得ない事情による場合は管理者に申し出ることとし許可を得た場合にはその時間において入退場することができる。

(外出)

第10条 利用時間中の外出は、午前6時30分から午後9時までとする。すべての利用者が長時間にわたり外出する場合には、管理者に申し出ることとし施設の鍵を有している場合は窓口に一時返却しなければならない。